

## アジア女性基金について

財団法人女性のためのアジア平和国民基金は、元「慰安婦」の方々への国民的な償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。以来、政府と国民の協力によって具体的な事業を実施してまいりました。

元「慰安婦」の方々に対する事業は、1) 元「慰安婦」の方々の苦痛を受けとめ心からの償いを示す事業として、国民の皆様のご協力を得た募金による「償い金」のお届け、2) 国としての率直なお詫びと反省を表す日本国内閣総理大臣の「お詫びの手紙」、3) 政府拠出金による医療・福祉支援事業から成り立っていました。この償い事業は、フィリピン、韓国、台湾において、285名の元「慰安婦」の方々を実施し、2002年9月末、終了いたしました。さらに医療・福祉支援を中心としたオランダでの事業は2001年7月に終了し、インドネシアでの事業は2007年3月まで継続いたします。

他方、武力紛争下における女性の人権問題、国際的人身売買およびドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）など、女性や子どもに対する暴力や人権侵害によって苦しむ方々は後を絶ちません。

アジア女性基金では、過去の問題についての償いだけでなく、女性に対する暴力のない国際社会を築くため、国内外に女性の名誉と尊厳を守ることの重要性について啓発活動等、以下の活動にも積極的に取り組んでまいります。

- ◇女性に対する暴力のない社会をめざすための啓発活動
- ◇女性が直面している問題についての国際会議の開催
- ◇女性の人権問題に取り組んでいる団体などへの活動支援
- ◇女性に対する人権侵害などについての原因と防止に関する調査・研究
- ◇暴力被害を受けた女性に対する援助者を育成するための研修

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)  
〒102-0074 東京都千代田区九段南2-7-6  
TEL.03-3514-4071  
FAX.03-3514-4072  
URL <http://www.awf.or.jp>  
e-mail [dignity@awf.or.jp](mailto:dignity@awf.or.jp)



# レイプの 二次被害を 防ぐために

被害者の回復を助ける **7**つのポイント

## はじめに

レイプは許されざる重大な犯罪です。レイプは被害者の人権を侵害し、心と身体に深い傷を残します。しかもレイプ被害は、ほかの犯罪被害にはあまり見られない独特の側面を持っています。「二次被害」や「セカンドレイプ」と呼ばれるものです。

二次被害とは、犯人・加害者からではなく、被害者が被害の後に周囲からのさまざまな言動によって、さらに傷つけられる状態をさします。まわりの対応によっては、被害者の心の傷をさらに深くするだけでなく、また傷つけられるのではという恐怖から、被害を訴え出たり、周囲に助けを求める気持ちを減退させてしまいます。レイプという重大な犯罪の被害にあった人が、その被害ゆえにさらに傷つけられてしまうのは、明らかに間違っています。

二次被害は、レイプにまつわる偏見と無理解が原因となって起こります。まず、レイプを決して許さない、許してはならないという大前提をここで再認識しましょう。この認識さえ確かなものであれば、周囲が被害者にあたえる二次被害はおのずとなくなるはずなのです。

この冊子を読んでいただくことによって、一人ひとりが自分の内に在る思いこみや偏見に目を向け、自らの言動を見直すきっかけになればと願っています。

2004年3月

財団法人女性のためのアジア平和国民基金

## もくじ

はじめに	1
レイプ被害の実態 この冊子で取り扱う問題	3
<b>第1章</b>	4~8
二次被害とは何か、考えてみましょう	
A子さん(24歳・女性)のケース	4~5
レイプが被害者にあたえる影響	6
被害者の心と体の変化	7~8
<b>第2章</b>	9~13
なぜ二次被害は発生するのか、考えてみましょう	
社会がレイプについて誤った認識を持っている	9~11
レイプ神話	11
コラム 太田元議員発言	11
女性の性に関して、根強い思いこみや偏見がある	12
性に関する情報が氾濫し、誤ったメッセージが発信される	12
被害者にかかわる公的諸機関の認識が十分ではない	13
被害者を思いやるあまり、過剰反応になってしまう	13
<b>第3章</b>	14~20
二次被害を防ぐために何ができるか、考えてみましょう	
二次被害を防ぐことがなぜ大切か	14
二次被害を防ぐためにできること	15
社会のレベルで行なうべきこと	15
個人のレベルでできること	16
被害者に接する人々は留意してください	17~18
被害者の回復を助ける7つのポイント	19~20
おわりに	21
全国相談窓口案内	22

本冊の監修と原稿執筆にあたり、中島聡美さん(国立精神・神経センター精神保健研究所 成人精神保健室長)に多大なご協力をいただきました。また、遠藤みち恵さん(フェミニストカウンセリング “なかま”)、田辺博史さん(青山学院高校)、野坂祐子さん(武蔵野大学心理臨床センター)、番敦子さん(弁護士)には、貴重なご助言をいただきました。紙面を借りて御礼申し上げます。

## レイプ被害の実態

平成12年に総理府（現内閣府）が行なった「男女間における暴力に関する調査」では、「異性からおどされたり、押さえつけられたり、凶器を用いたりしていやがっているのに性的な行為を強要された」と回答している女性が6.8%でした。日本に住む女性100人のうち7人弱が被害にあったことになります。

一方、平成13年度犯罪白書では、強姦および強制わいせつの発生件数は1万人に約1件であるとの報告が出されています。

内閣府調査と犯罪白書の、この比率のギャップは何を表しているのでしょうか。

レイプ被害はその割くらいしか通報されず、しかも被害届けを出す件数はさらに減ってしまうのが現実です。警察の統計に表れているのは氷山の一角なのです。

また、あまり知られてはいないことですが、女性のみならず男性も同性の加害者から被害にあうことがあります。

### この冊子で取り扱う問題

WHO（世界保健機関）は、暴力と健康に関する報告書の中で、性暴力のことを、「強制的であったり、暴力や傷つけるという脅かしを用いて行なわれる性行動のすべてであり、望まない性的コメントや接近、人を売買する行為も含まれる。被害者との関係や状況（自宅が職場かなど）を問わない」と、定義しています。

性暴力被害にはレイプ（強姦）、レイプ未遂、性的虐待、強制わいせつ、性的搾取など多くのことが含まれます。この冊子で扱うテーマはこれらすべての性暴力被害に関する二次被害について考慮していますが、今回は「レイプ」の被害にしばって取り上げました。

日本の刑法上の「レイプ」の定義では、レイプの本質をとらえることは難しいです（注）。しかしこの冊子ではWHOの性被害の定義にそって、レイプを、「強制的であったり、暴力や傷つけるという脅かしを用いて行なわれる性行為であり、被害者との関係や状況（家が職場かなど）を問わない」と考えたいと思います。

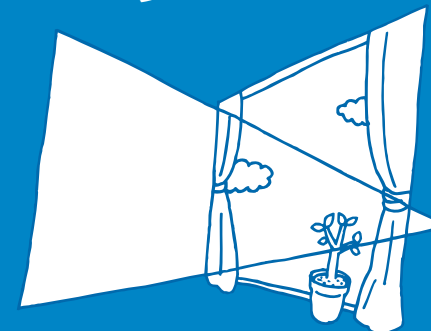
この定義を前提にレイプ問題を考えるのは、非常に重要なことです。レイプは、互いの同意があったようにみえても、実は加害者が「写真をばらまくぞ」、「職場をやめさせるぞ」などと被害者を脅していることがあります。また、犯罪としては成立しにくい、恋人からのレイプ「デートレイプ」や、夫婦間レイプもこの問題に含めたいと思います。

相手が誰であれ、本人の意思に反して強制的に行なわれる性行為はレイプであり、被害者が受けるダメージは何ら変わることはないからです。

日本では、レイプ（強姦）は、刑法177条で以下のように定義されています。「強姦：暴行または、脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪として2年以上の有期徒刑に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、また同じである。」この定義では、まず男性はレイプの被害者とはなりません。また、「暴行または、脅迫を用いて」という部分では、被害者が恐怖で固まってはっきりした抵抗をしない場合などに、被害者は合意の上であったと加害者側より言われると、犯罪として立証することが難しいということもあります。また、実際に恋人や配偶者からのレイプは強姦罪として成立しにくいのが実情です。刑法の定義は、「被害者の意思に反して」という被害者にとって重要な定義を反映しているとはいいたいものです。

## 第1章

# 二次被害とは何か、考えてみましょう



「二次被害」とは、犯人・加害者からではなく、被害者が被害の後に、周囲のさまざまな人の言動によってさらに傷つけられる状態をさしています。

具体的にはどのような言葉が、レイプ被害者に二次被害を与えてしまうのでしょうか。事例をもとに考えてみましょう。

### 事例

#### A子さん（24歳・女性）のケース

Aさんはひとり暮らしをしています。勤め先の会社で飲み会があり、深夜1時過ぎに自宅の最寄り駅で下車しました。自宅マンションまで15分ほどの暗い道をひとりで歩いていたら、後ろから近寄ってきた見知らぬ男性に羽交い絞めにされ、空き地へ連れ込まれました。ナイフを突きつけられて、騒いだら殺すと脅され、被害にあいました。

その後Aさんは何とか部屋にたどり着きましたが、極度の恐怖心から頭が混乱し、しばらくの間はどうすることもできませんでした。誰かに知られるのがいやで、警察にも通報しませんでした。恋人に電話して相談したところ、警察に届けたほうがいいと言われ、恋人に付き添われて翌日に被害届を出しました。

ひとりであることが不安でたまたま、Aさんは退職し、実家へ戻りました。その後加害者は逮捕され、現在公判中です。

次ページの質問について考えてみてください。

質問

被害者のそばにいる家族や恋人、犯罪を扱う警察や裁判所など公的機関に勤務する人たち、事件のあとに被害者に接し言葉を交わす人は大勢います。これらの人々の発言のうち、被害者をさらに傷つけて「二次被害」を与えかねない言葉はあるでしょうか。「これなら言っても大丈夫」と思える言葉はあるでしょうか。あなたはどのように思いますか？

身近な人からの発言例



母親

「(泣きながら)だからひとり暮らしは危ないって、あれほど言ったのに」  
「そうやっていつも親のいうことを聞かないで我を通すから、こういうことになるのよ」  
「このことは絶対に誰にも言わず、黙っていきましょうね」



父親

「帰りの遅い日が続いて、いつかこういうことになるのではと、心配していただよ」  
(妻に向かって)「おまえのしつけがなっていないから、こんな後ろ指を指されるような羽目になるんだ」



恋人やパートナー

「何で抵抗できなかったんだよ」  
「ああ、おれさえそばにいたなら」  
「犯人をぶっ殺してやる！」  
「キミは落ち込んでばかりいるし、おれにどうしろと言うんだ。もうキミを支えきれないよ」



女友達

「命が助かっただけほんとによかった、不幸中の幸いよ」  
「こんなことされて、絶対に泣き寝入りしちゃだめだよ！」  
「犬に噛まれたと思って忘れなさいよ」



男友達

「キミは美人だからさ。ブスだったら襲ってももらえないぜ」  
「よくあることだから、忘れたほうがいいよ」



公的機関や被害者を取り巻く環境での発言例



警察

「もっと早く通報してくださいと。犯人逮捕は時間との勝負なんですよ」  
「若い女性が深夜にひとりで帰宅するなんて、自分から事件を招いているようなものですよ」



産婦人科

「目立った怪我はないし、この程度ですんでよかったですね」  
「幸か不幸か、性行為は初めてではなかったんだから、あまり気に病まないで」



検事

(被害者の調書をとる時に)「もっと詳しく説明してくれなくちゃ、話になりませんよ」  
「加害者を罰したいでしょう。だったら証人として協力するのが当たり前ですよ」



近所の人

「以前から、けっこう男関係が派手なお嬢さんだったわよね」  
「親が親だから」  
「いつもあんな目立つ格好していたんじゃないかね」



職場や学校

「あの子、ヤラれちゃったんだって」  
「スキがありそうな子だもんね」  
(上司や教師が)「やっかいな問題起こされちゃ困るんだよ」

- ・このあとのページを読んでください。被害者の心理状態を知る手助けとなります。
- ・どうすれば被害者への二次被害を防ぐことができるのか、**p17以降にヒントがあります。**

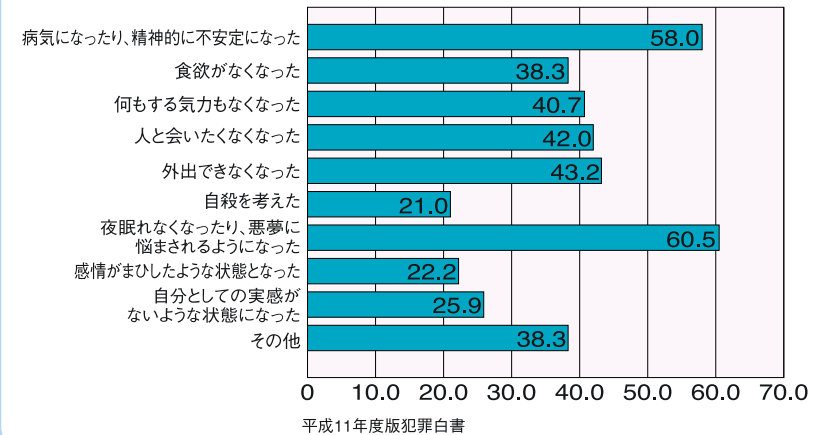
レイプが被害者にあたえる影響

レイプは、被害者に大変深刻な精神的反応を引き起こすことがわかっています。被害に直面したときに、被害者は「殺されるのではないか」、「ひどい目にあわされる」という強い恐怖を感じます。頭の中が真っ白になってどうしていいのかわからず、凍りついたようになってしまいます。

そういう経験をした人は、事件後数週間、数ヵ月の間、さまざまな精神的反応を引き起こすことがあります。自分がおかしくなってしまったのではないかと不安になる人もいます。しかし、あまりにもひどい出来事に遭遇すると、このような反応が起こるのは人間として自然なことなのです。

参考

このグラフを見ると、レイプ被害者の多くが、「不眠」や「精神的不安定」を訴えていることがわかります。



## レイプ被害によってひきおこされる、心と体の変化

以下にあげる被害者の精神的・物理的反応は、被害の直後に表れることもあれば、何ヵ月も、ときには1年以上も経過してから突如として表れることもあります。反応が持続する期間も人によってさまざまです。

### 心と体の反応

#### 衝撃・否認（直後の反応）

「本当のこととは思えない」、「信じられない」という否認の気持ち  
頭の中が真っ白で何も考えられない、物事がよく理解できない

#### 不安・恐怖・再体験

事件を思い出させることや事件を象徴することに対する不安、恐怖  
どうしていいかわからない混乱した気持ち  
考えたくないのに事件のことが頭に浮かぶ

#### 解離・麻痺・回避

痛みや寒さ、空腹などをあまり感じない  
事件のことをよく覚えていない、事件の最中の記憶がない  
何をしても楽しくない、感情がわからない、物事への興味や関心がなくなる  
性的なことを嫌悪する、避ける、恐れる  
事件のことを考えないようにする  
事件に関係のある状況や場所を避ける

#### 過覚醒

寝つきが悪い、夜何度も目が覚める、悪夢をみる  
いつも過敏でびくびくしている、ちょっとしたことで飛び上がるように驚く  
イライラしたり、怒りっぽい

#### 体の反応

体の痛みや不調（頭痛、下腹部の痛み、不正出血）  
心臓がドキドキする、過呼吸、顔面が蒼白、手足が冷たい、冷や汗

### 自分や他者に対する考え方の変化

「どうして逃れなかったんだろう」という後悔、自責感にさいなまれる  
自分は弱い、何をやってもだめだという感情を持つ  
自分は汚れてしまった、永久に回復しないという感情を持つ  
他人を信じられない、この世の中では安心して暮らせない、という感情を持つ

### 行動の変化

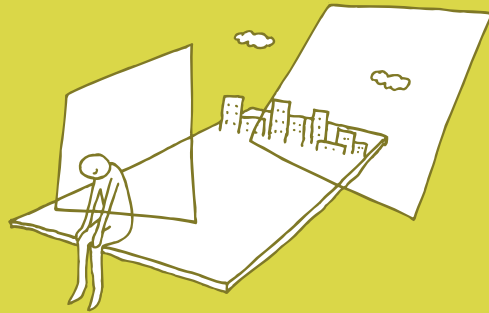
外出しない、学校や職場に行けない、大勢の人がいる場所を避ける  
ひとりきりになることを避ける  
男性と対面・接近できない、部屋やエレベーターなどでふたりきりになることを避ける  
事件を思い出させる場所を避ける  
犯罪報道を見たくないため、新聞やテレビを見なくなる  
いつも過剰に警戒している、住所や電話番号を変える、職場を変える  
恋人やパートナーと性的な関係を持ってない

以下のような疾患が疑われる場合には、早急にメンタルヘルスの専門家に相談する必要があります。

PTSD（Posttraumatic Stress Disorder = 外傷後ストレス障害）  
うつ病  
パニック障害  
自傷行為  
アルコールなど依存症  
自殺や、他人に危害を与えるような考えや行動

ほかの犯罪に比べ、特に性暴力の被害者にはPTSDが発症しやすいといわれています。PTSDは、「再体験（フラッシュバックや悪夢など）」「回避、麻痺」「過覚醒」という三つのカテゴリーの症状が1ヵ月以上続く場合に診断されます。他の犯罪に比べ、特に性暴力の被害者にはPTSDが発症しやすく、被害者がPTSDを経験する率は、40%～80%ともいわれています。

## 第2章

なぜ二次被害は発生するのか、  
考えてみましょう

なぜ二次被害は発生するのでしょうか。いくつかの原因が考えられます。

## 社会がレイプについて誤った認識を持っている

レイプにまつわる話として、その真偽には関わりなく、広く一般に信じられていることがあります。これを「レイプ神話」といいます。知らず知らずのうちに、人々の意識にこの神話が刷り込まれ、信じるようになり、その結果、被害者を非難してしまう言動につながるのです。

## レイプ神話

**神話1** レイプはたんなるセックスにすぎない。性的な満足を求めることを第一的な動機としている点で、ほかの性行為と大差ない

レイプは普通の性行為とは全く違います。これは「暴力」「犯罪」なのです。加害者はお互いの合意に基づいた性的な喜びを求めているのではなく、相手を支配し、屈辱を与えることで満足しようとしています。これは暴力の本質なのです。

**神話2** 若い女性だけがレイプ被害にあう

乳幼児から高齢者まで、すべての年代の女性が被害にあっています。女性だけでなく、男性から男性への性暴力も存在しています。

**神話3** レイプは、女性側の挑発的な服装や行動が誘因となる

このことは極めて強く信じられています。実際には、被害女性の多くが特別に挑発的な服装や行動はしていません。それどころかむしろ加害者は、地味な服装の女性を「おとなしそうで、訴えないだろう」と見て、ねらうことがあります。仮に女性の服装が派手だったとし

ても、レイプをしてよいという理由にはなりえないのですが、なかなかその点に気づかない人が多いのです。

**神話4** 女性は襲われることを望んでいる。そういうファンタジーを持っている

レディースコミックなどでは、そういうシーンも出てきます。しかし、空想はあくまでも空想であって、そのことと女性がレイプを望むことは全く別です。男性雑誌にもレイプのシーンがたくさん出てきますが、それを読む男性がすべてレイピスト（レイプ加害者）ではないことと同じです。

**神話5** レイプ、性的虐待などは、特定の環境や文化における女性にみられるものである

実際には、あらゆる文化的・経済的背景の女性がレイプ被害にあっています。このような偏見が改められないかぎり、被害者はさげすまれることを恐れて、被害を訴え出ることができなくなります。

**神話6** 潜在的にせよ、本人の側に望む気持ちがなければ、実際にはレイプなど起こりえないはずだ

“被害者が抵抗すれば、レイプされなかったはずだ”という思い込みです。実際には、被害者は恐怖感から凍りついたようになってしまい、声をあげることすらできないことが多いのです。また、男性の力に女性が抵抗することは極めて難しいことです。しかし、この神話がまかり通っている限り、裁判で加害者側は「合意の上＝和姦」を主張し、罪をまぬがれようとしています。

**神話7** 女性は感情的になりやすく、物事を誇張して言ったり、男性を陥れるために嘘をついたりする

見当違いの偏見です。被害者は意図的に作り話をするとき、ショックや恐怖感から普通の話すらできないことが多いのです。このような神話を、特に警察官や検事、裁判官などが信じていたら大変なことです。ほかの犯罪、たとえば強盗などで、「被害者は犯人を陥れようとしてはいないか」と疑われることがあるでしょうか。

**神話8** レイプ加害者のほとんどは、見知らぬ人である

法務省調査では、レイプ被害者の81%が、加害者を知らない人であったと答えています。忘れてはならないのは、これは、警察に届け出た人の数字であり、見知らぬ人からの被害のほう、届けを出しやすいという点です。内閣府の調査では数字は大きく異なり、加害者を全く知らなかったケースは25.6%、知人や友人による被害が14.9%、職場関係者による被害が11.6%でした。知人からの被害も決して少ないとはいえません。

**神話9** 男性はセックスなしにはいられないからレイプをする

報道からもわかるように、加害者に妻や恋人がいることも多いのです。レイプはパートナーやセックスの有無とは何ら関係のないものであり、仮にその男性がセックスができない状況にあったとしても、レイプが許されるはずはありません。このように、あたかも加害者を擁護するような神話が存在することの異常さに、ぜひ気づいてください。男性だって「セックスなしでいられない。性欲をコントロールできない」などと思われることは、屈辱ではありませんか？

神話  
10

ほとんどのレイプは衝動的なものである。

レイプというと、普通の男性が、何らかの原因により豹変して女性に襲いかかるようなイメージを思い浮かべる人が多いのです。しかし、加害者からの聞き取り調査結果にもあるように( )、多くの加害者は被害者の行動を見張ったり、後をつけたり、人に見つかりにくい場所を事前に探したりしています。決して衝動的ではありません。用意周到なのです。

( ) 内山絢子「性犯罪被害の実態」1・4『警察学論集』2000

神話  
11

加害者は精神異常者だ。

これも全く根拠のない神話です。報道からもわかるように、ごく正常に社会生活を営んでいる人や「高学歴」で「知的職業」にたずさわっている人もレイプ犯罪者となっています。「まさかあの人がそんなことをするはずがない」という周囲の先入観は、被害者が訴えようとする気持ちをひるませてしまうのです。



## コラム 太田元議員発言

2003年6月、鹿児島において開かれた公開討論会に太田誠一衆議院議員(当時)が出席し、「集団レイプする人はまだ元気があるからいい。まだ正常に近いんじゃないか」と発言しました。

この討論会では少子化問題が話題になっていました。太田氏の「プロポーズする勇気のない人が多くなっている」との発言に対し、司会者が「プロポーズできないから、集団レイプをするのか」と問い返したところ、冒頭の発言におよんだものです。司会者が言った集団レイプとは、その直前に発覚した早稲田大学サークルの集団レイプ事件を指していました。

太田氏のこの発言は、被害当事者はいうまでもなく女性全体の人権を傷つけるものであり、犯罪を肯定しかねないものとして大きな物議をかもし、氏はのちに公式に陳謝するにいたりしました。国民を代表する国会議員であり、総務庁長官という要職にもあった人が、レイプという重大犯罪への無理解を正さずにしたという事実が露呈し、この問題に関する啓発が急務であることを痛感した一件でありました。

太田氏は2003年秋の衆議院議員選挙において落選し、議員職を去りました。

## 女性の性に関して、根強い思い込みや偏見がある

性に関して、社会は女性に一定の役割や基準を要求します。

たとえばある社会では、結婚するまで処女であるべきという価値観が存在し、そこでは性被害を受けた女性は当然深く悩むこととなります。今の日本にはそこまで強い価値基準はありませんが、被害を受けた女性をおとしめる考え方が完全になくなったわけではありません。このような被害者に対する周囲の視線は被害者を苦しめ、不要な罪悪感を抱かせてしまいます。

また、未婚女性がパートナーと性を楽しむことを否定的に見る社会では、その女性が被害を受ける前に男性関係があったことで、性的に奔放であり、そのことが被害の原因のように言われることがあることも事実です。そう言われることを恐れて、警察に届出をできない被害女性もいます。

性に関することだけではありません。女性が夜遅くまで仕事をしたり、友人とお酒を飲んだり、ひとり暮らしをしていることなど、本来何も非難されるべきではない生活についても、いざ被害にあうと、そのことが原因であるかのように言われてしまいます。

同様の生活を送っている男性が、同様の被害にあったり、犯罪に巻きこまれたからといって、非難されることがあるでしょう。

## 性に関する情報が氾濫し、誤ったメッセージが発信される

雑誌や映画などメディアの中には、女性が本心では強引に迫ってほしいと思っているなどと、レイプを後押しするような、誤ったメッセージを送っているものがあります。ひとたびメディアを通して発信されると、実際には何の根拠もなく事実とは違ったことであっても、大勢の人がそのような見方をしているかのような錯覚を、読者や聴衆に与えてしまいます。

こうした情報が氾濫する現代、それらを受け止めるわたしたちは、虚構と現実を区別する力を持つ必要があります。しかし今の日本では、メディア・リテラシー(注:メディアが発信する情報を客観的に分析、検証する力)の教育が十分ではなく、このような情報をうのみにしてしまいがちです。また最近では、インターネットの普及により匿名性の高い自由自在な情報発信が進み、虚構をさも現実であるかのように表現することも容易になっています。こうした社会では、意識しないままに性に対する誤った見方を持ってしまうという、大きな危険がひそんでいるのです。

### 被害者にかかわる諸機関の認識が十分ではない

被害者は通常、被害を受けたあとにさまざまな公的機関にかかわることとなります。警察での事情聴取や現場検証、産婦人科での診察、裁判所での証言などです。

これらは被害者にとって事件の詳細を思い出すだけでなく、第三者に知られてしまうという意味で耐え難い体験です。しかし同時に、加害者を捕まえ、罪を償ってもらうためにはどうしても通らねばならない道でもあります。ですから被害者は勇気をふりしぼって、苦痛をこらえて訴え出ているわけです。

こうした被害者の心理を、警察官や検事、医師などは最低限の知識として知っている必要がありますが、残念ながらそうした教育はまだ十分にいきわたっていません。こうした職業の内容自体が、被害を受けた女性にとっては苦痛そのものなのですから、ここに被害者に対する配慮がなければ、簡単に二次被害が起きてしまいます。

### 被害者を思いやるあまり、過剰反応になってしまう



ここまでは、社会全般のことを述べてきましたが、家族や恋人など、とても近い人が被害者に与える「二次被害」もあります。自分の家族や恋人がレイプにあった場合、冷静ではいられないのは当然のことです。動揺してしまい、事実を客観的に受け止められなくなるでしょう。激しい憤りや無念さをどこかにぶつけたくとも、加害者はそこにいない。やり場のない思いを、つい被害者本人に向けてしまうこともめずらしくありません。

また、被害者のことを心配し、なんとか慰めてあげたい、あるいは一刻も早く忘れさせてあげたいと思い、その焦燥感から言わなくてもよい余計な言葉を発してしまい、かえって被害者を傷つけてしまうこともあります。

これらの言動は、被害者を思うあまり善意から出たものだととしても、それが近い人からの言葉であるだけに、被害者をより深く苦しめるという面を持っているのです。

## 第3章

# 二次被害を防ぐために何ができるか、考えてみましょう



### 二次被害を防ぐことがなぜ大切か

ひとつには、レイプ被害にあって傷ついている被害者を、これ以上傷つけないということです。被害者は二次被害を受けることによって、さらに心の傷が深くなり、他人や社会を信じられないという気持ちが強まります。そのために、被害者の回復が妨げられてしまうのです。

もうひとつは、加害者の犯した罪を償わせ、このような犯罪が繰り返されないようにするということです。被害者は往々にして、二次被害を受けたり、あるいは受けることの恐れから、警察に訴え出ることをためらいます。もしも被害者が訴えてくれなかったら、加害者を逮捕し、処罰することができません。その結果、第2、第3の犯罪が起こってしまう可能性もあります。つまり、二次被害を防ぐことは、被害者のためだけでなく社会にとっても大切なことなのです。



## 二次被害を防ぐためにできること

では、二次被害を防ぐためにはどうしたらよいのでしょうか？ これには、**社会のレベル**で行なうこと、**個人のレベル**でできることがあります。



社会のレベルで  
行なうべきこと

## (1)レイプ被害に対する無理解や偏見を改めるための、教育や啓発を推進する

一番大切なことは、レイプが人の心と体を深く傷つける深刻な犯罪であることを社会が理解し、レイプ神話のような偏見をなくしていくことです。これは、教育や社会的啓発の中で行なうべきことです。

**学校教育**の中で、性のあり方や性被害について学び、考える時間を持つことです。特に高校生や大学生に対しては、予防教育が重要といえます。

**被害者に接する職業に従事する人**に対しては、養成教育の一環として、また資格取得後の研修として、被害者の心理と二次被害について実践的に学ぶ必要があります。

**マスコミの役割**はとても重要です。レイプ神話を助長するような報道や番組、出版物をつくらないことです。そのような報道を視聴者が批判する視点を持ち、マスコミ業界が自ら規制するとともに、むしろ被害者にとって有益で、性のあり方を考え直すような報道を行なうべきでしょう。

**社会に影響力のある人々**が正しい認識を持つ。どんな人であれ、一人ひとりが正しい認識を持つべきであることは言うまでもありませんが、とくに議員や教育者など、周囲の人に影響力のある発言を行なう人たちは、レイプについて正しい認識を持つ必要があります。この人たちの認識が誤っていると、国の政治や教育、法律のあり方で歪んでしまうのです。

## (2)被害者の受けるダメージを理解して、被害者を支援するシステムをつくる

被害を受けた人が、安心して支援を受けられるシステムが必要です。

現在、日本では、警察での被害者支援、裁判所での被害者支援、公的あるいは民間の女性相談室、民間の被害者支援団体（強姦救援センター、全国被害者支援ネットワークに加盟している被害者支援団体、その他の被害者のための民間団体やカウンセリング機関）などが存在しています。しかし、欧米にあるような被害の直後から支援するいわゆるレイプクライシスセンターは、極めて数が少ないのが現状です。

このようなセンターを社会や国がつくることと、その存在を知ってもらうことが大切です。また、仮ににそのような支援センターがないところでも、社会が被害者を守り、支える存在であれば、問題を最小限に抑えることができます。



個人のレベルで  
できること

この冊子を読んだ人は、まず自分が、レイプをはじめとする性被害についてどのような認識を持っているか、考えてみてください。どんな人にも偏見はあるものです。まずは自分の持っている偏見がどのようなものか、そのことを知ることが大切です。

テレビなどでレイプ被害に関する報道があるとき、自分はどのように感じているのでしょうか。もしも偏見があると感じたら、それは具体的にどのようなものなのでしょうか。

被害者の受けた心の傷について想像してみてください。自分がその立場だったらどのようにしてほしいかを考えてみてください。もしも自分の周りに被害者がいたとしたら、どのように接するべきか何ができるか、考えてみましょう。

あなたがそのようなことに思いをめぐらせるだけで、二次被害ゼロの社会への第一歩を踏み出していることになるのです。

5ページの人びとの言葉を思い出してください。実はあの言葉のいずれも二次被害を起こす可能性を持っています。それを防ぐためには、どうしたらよいのでしょうか。

## 被害者に接する人々は、留意してください



### (1) 家族

多くの場合、家族は被害者と接する時間がもっとも長く、被害者にとても近い存在なので、精神的に動揺しています。その動揺が、被害者を責める言動になって表れることもあります。

また、被害者と同じように、家族も社会や周囲の目を気にしてしまい、被害者に沈黙を要求してしまうこともあります。被害者もまた、家族には心配をかけたくないという気持ちが強く、被害のことを話さなかったり元氣そうにふるまったりと、実際の

気持ちとはうらはらの言動をとったりもします。その結果、どうして自分たちに相談してくれないんだろうと、家族の気持ちが傷つけられることもあります。

そのような意味で家族もまた、被害者のひとりなのです。家族がこの出来事を受け取るには相当の精神的負担があることを、家族自身も、周囲の人も知っておく必要があります。被害者のみならず家族もまた、専門の相談機関での支援を受けることで、状況が改善されることもあります。



### (2) 恋人、配偶者、パートナー

被害者が一番信用して被害を打ち明けるのは、恋人や配偶者であることが少なくありません。そのとき、恋人や配偶者はしばしば加害者に対する激しい怒りを表して、被害者を当惑させたり、心配のあまり被害者の意思を無視した行動に出たりすることがあります。動揺のあまり、被害者に落ち度があったのではと責めてしまうこともあります。

特に恋人は、被害者の支えになりたいとの思いから、初期にはいつも一緒にすごしたり、何でもしてあげようとして、ひとりで問題を抱え込んでしまうことがあります。結局それが過度の負担になって別れて

しまうこともあります。そうした問題を防ぐためには、何もかもひとりで抱え込みすぎないことです。被害者支援センターなどの機関に、恋人や配偶者が相談に行くというのもひとつの方法です。

また、レイプ被害にあった被害者は、その後性的な接触に強い拒否感を持つことが多いです。被害者が性的な行為をしたくない、あるいはその行為に喜びを得られないという状態は、周囲が考えるより長く続くことがあります。その場合には、お互いがどのように考えているのかを話し合い、被害者の気持ちを尊重することが大切です。



### (3) 友人

被害者が、親しい友人にだけ被害を打ち明けるということも少なくありません。友人は大変ショックを受けるとともに、助けになりたいと思ってもどうしてよいかかわからず、不用意な言葉をかけてしまうこともあります。

「がんばって」というのはつい言ってし

まいがちな言葉ですが、被害者は「これ以上何をがんばればいいのか」と思い、「やっぱり努力が足りないんだ」と悩んでしまうことがあります。

むしろ、「あなたはやれるだけのことは十分やっている」というメッセージを送って、被害者の自尊心や自信を強めてあげましょう。



### (4) 警察官、検事、裁判官など刑事司法関係者

刑事司法手続きの中には、被害者にとって苦痛なものが多くあります。事情聴取で言いたくないことを言わなくてはいけないこと、現場検証で事件が再現されること、自分のプライバシーが明かされることなどです。刑事司法関係者は、職業上の行為そのものが被害者を傷つける可能性があることを知っている必要があります。

とはいえ、特別なカウンセリング技術が求められるわけではありません。被害者の心理を理解して、仕事の中で可能な配慮をするだけでも状況は大きく改善さ

れます。具体的には、被害者が顔や名前を知られたくないと思っていること、精神的に動揺してうまく表現ができないこと、事件にかかわることに強い恐怖心を持っていることなどを理解し、そのことに対する配慮を忘れないことです。

被害者が人目にさらされないよう部屋を工夫することや、実況見分などは女性警察官が行うこと、付き添いを用意すること、時間をかけて穏やかに話し合うことなどは、被害者の苦痛をやわらげる助けとなるでしょう。



### (5) 産婦人科

被害者は、妊娠や性病の予防、外傷の治療のために、産婦人科を訪れることがありますが、事実を言いにくいことがあります。話が外部に漏れないところで安心して事情を説明し、処置についても医師からきちんとした説明を聞く環境が求められます。

また、緊急避妊について知識のある被害者は少なく、被害者のほうから尋ねない場合でも、性病や妊娠の危険性について医師

から説明することが必要です。あわただしい外来でさっさとすませるのではなく、時間をかけて被害者と話し合う時間を改めてとってもらえるとよいと思います。

このような場での二次被害を防ぐためにも、医学教育の中に、レイプ被害者の心理と被害者への接し方が盛り込まれることが望ましいのです。

被害者の回復を助ける **7**つのポイント

ここまででは、レイプ被害者がいかに被害後も傷つけられやすい状況にあるかということについて説明しました。それでは、実際にどのように接したら不用意に被害者を傷つけずにすむのでしょうか。いうまでもなく、この問題については絶対的なマニュアルがあるわけではなく、人によって受けとめ方、感じ方も異なります。しかし、ある程度共通していると考えられる対応について、取り上げました。

**1** 被害者を責めない

もっとも起こりがちな二次被害のひとつに、レイプ被害にあった原因について被害者を責めるということがあります。たとえば、「女性が暗い夜道をひとりで歩いているなんて、レイプしてくれといわんばかりじゃないか」などというものがそれです。

昼間だろうと夜だろうと、レイプの罪に変わりはありません。そのことによって、加害者の罪が軽くなったり重くなったりするのはおかしいと思いませんか。

大事なことは、犯罪の責任は加害者にある、被害者にはないということ。責められるべきは被害者ではなく、加害者なのです。

**2** 被害者の罪悪感や自責感を助長しない

多くの被害者は、誰かに何かを言われるまでもなく、すでに罪悪感や自責感に悩まされています。自分の服装やそのときとった行動、自分の何かがレイプを誘ったのではないかと、自分をもっと抵抗すれば防げたのではないかなど、自分を責めて後悔しがちです。

ですからたとえば、周囲の人が慰めようと思って「あなたが、もう少し早く帰っていたらねえ」などと言うと、自分はそうすべきなのにしなかったということで、被害者は自分をますます責めてしまいます。

**3** 被害者の気持ちをよく聞く

大切なことは、被害者の罪悪感や自責感を軽くすることです。しかし被害者に向かって、罪悪感を持たないようにといっても、それは難しいことです。本人がどのような罪悪感を感じているのかを理解するようにしてください。無理やり聞き出すのではなく、被害者が話せる範囲のことをゆっくりと聞くことです。被害者の話を批判したり、批評したりせずに、ただそのまま受け止めてあげましょう。

**4** 被害者が悪いわけではないことを理解してもらう

被害者がどのようなことで罪悪感を感じているかがわかったら、そのように考える必要はないことを説明してあげましょう。たとえば、自分のとった行動を責めている場合には、「責任は加害者にある、あなたが悪いわけではない」ということを話してあげましょう。

また、加害者に抵抗することは物理的にもとても困難なこと、被害者はできることを十分つくしたと、被害者が自分を責めているのは「レイプ神話」とらわれていることなどに本人が気づくよう、よく話し合うことが大切です。

**5** 被害者がおかしいわけではないことを知ってもらう

被害後の精神的な混乱やさまざまなトラウマ症状のために、被害者は自分が精神的におかしくなったのでは、またはおかしくなるのではという不安感を抱きます。被害者には、「レイプのようなひどい被害にあった人が精神的に混乱するのは当然のこと」ということを伝えてあげると、本人はほっとすることが多いようです。「ひどい被害にあった人にみられる自然な反応」という理解を、周囲も本人もすることが大切なのです。

**6** 被害者の感情を認める

被害者が安心して感情を出せることは精神的回復に有用です。急性期の被害者は、精神的な麻痺から感情の表現ができないことがあります。それ以外にも感情を表現しにくい理由があります。たとえば「泣いてばかりいてはいけない」とか、「早く落ち着きなさい」「そんなに怒ってはいけない」などと周囲から言われることによって、被害者は感情表現を抑制してしまうことがあるのです。

特に周囲の人は、被害者の怒りを受け止めにくいようですが、被害者の加害者への怒りなどは、「そう感じるのはあたりまえ」というふうに被害者の感情を正当なもののみなしてあげるべきでしょう。

**7** 被害者を無力化せず、有力化(エンパワメント)する

二次被害と気づかれにくいもののひとつに、被害者を無力化してしまうことがあります。周囲の人が被害者を気づかうあまり、本来被害者自身がすべきこと（たとえば産婦人科に行くことや警察での事情聴取など）を、しなくていいようにしたりすることです。

多くのレイプ被害者は、自分の感情をコントロールできなくなったりすると、自分を弱い存在だと感じ何もできないと思ってしまいがちです。そのような状態にある被害者に代わって、周囲が何でもやってあげたりすることは、かえって「あなたは何もできない」というメッセージを送ってしまうことになりかねません。被害者の意思を尊重し、自ら判断、行動できるように支えていくことです。

相談機関の連絡先は、変更されている場合があります。最新の情報については、当ホームページ「悩んでいるあなたへ」の「相談窓口」<http://www.awf.or.jp/help/index.html#help>をご覧ください。

おわりに

# 二次被害のない社会は、誰にとっても安全で幸福な社会

この冊子はレイプ被害者を直接支援する関係者だけでなく、一般の人々、特に男性にこの問題を理解していただくために制作しました。

二次被害のない社会は、レイプ被害者にとってだけ大切なものではありません。二次被害のない社会は、レイプ加害者=犯罪者を生み出さない社会につながるのです。一人ひとりが被害の深刻さとその悪影響を知り、性のよいあり方を理解さえしていれば、加害者にはならぬわけですから。

二次被害のない社会、レイプのない社会は、女性にとっても男性にとっても安全で幸福な社会の姿です。このような社会では、男女はもっと信頼しあい、よりよい関係を築けるはずです。

まずはレイプの二次被害について、自分自身の問題、今ある社会の問題としてとらえてください。そしてそれを無くすことがいかに大切かを考えてください。レイプのない社会は、どこかの誰かがつくってくれるものではありません。あなた自身の、あなたの周囲の一人ひとりの考えが変わり、行動が変わったときに初めて生まれるものなのです。



女性の人権ホットライン

札幌	011-728-0783	津	059-224-3537
函館	0138-26-5837	岐阜	058-240-5580
旭川	0166-53-7900	福井	0776-26-9600
釧路	0154-31-2110	金沢	076-291-0040
仙台	022-224-3110	富山	076-441-0658
福島	024-536-1174	広島	082-228-4822
山形	023-634-9106	山口	083-920-1311
盛岡	019-626-2659	岡山	086-224-5520
秋田	018-862-6503	鳥取	0857-27-3753
青森	017-774-1040	松江	0852-26-8869
新潟	025-229-0211	高松	087-821-6181
長野	026-232-8145	徳島	088-622-8134
甲府	055-252-0430	高知	088-822-6526
静岡	054-254-3589	松山	089-932-1875
前橋	027-243-0008	福岡	092-715-6138
宇都宮	028-627-3855	福岡	095-28-7220
水戸	029-231-5639	長崎	095-827-7864
千葉	043-247-9922	大分	097-532-0164
浦和	048-863-6241	熊本	096-364-0417
東京	03-5213-1369	鹿児島	099-259-7855
横浜	045-212-4364	宮崎	0985-20-8771
名古屋	052-952-8188	那覇	098-853-1102

警察

北海道警本部	性犯罪被害110番	0120-756-310
性犯罪被害110番	函館方面本部	0120-677-110
ヤクザドミステルホム	旭川方面本部	0120-677-110
性犯罪110番	釧路方面本部	0120-677-110
性犯罪被害110番	北見方面本部	0120-677-110
青森県警本部	性犯罪被害110番	0120-89-7834
青森県警本部	性犯罪被害110番	0120-79-7874
宮城県警本部	24時間ハローコール	0120-24-8620
秋田県警本部	レイプ電話110番	0120-028-110
山形県警本部	女性専用相談電話	0120-783-142
福島県警本部	性犯罪被害110番	0120-50-3732
警視庁	犯罪被害ホットライン	03-3597-7830
茨城県警本部	女性被害犯罪 茨城の電話	0120-556-942
栃木県警本部	被害者相談電話	0120-710-873
群馬県警本部	性犯罪被害相談電話	0272-24-4356
埼玉県警本部	犯罪被害ホットライン	0120-381-858
千葉県警本部	女性被害110番	043-223-0110
神奈川県警本部	性犯罪被害110番	045-681-0110
新潟県警本部	女性被害110番	025-811-7890
新潟県警本部	性暴力110番	0552-24-5110
静岡県警本部	性犯罪被害110番	0120-783-870
長野県警本部	女性被害犯罪ダイヤルサポート110	026-234-8110
富山県警本部	女性被害110番	0120-72-8730
石川県警本部	レイプ電話110番	0120-028-110
福井県警本部	レイプ電話110番	0776-29-2110
岐阜県警本部	性犯罪被害相談電話	0120-870-783
愛知県警本部	レイプ電話110番	0120-67-7830
三重県警本部	女性被害相談電話	0120-72-8740
滋賀県警本部	性犯罪相談電話	0775-25-7830
大阪府警本部	ウーマンライン	06-6767-0110
京都府警本部	レイプ電話110番	075-411-0110
兵庫県警本部	レイプ電話110番	078-351-0110
奈良県警本部	性犯罪被害相談110番	0742-24-4100
和歌山県警本部	犯罪被害者相談	0734-32-0110
鳥取県警本部	性犯罪110番	0857-22-7110
岡山県警本部	性犯罪110番	0852-23-4110
岡山県警本部	レイプ電話110番	0120-00-1797
広島県警本部	性犯罪相談110番	0120-72-0110
山口県警本部	レイプ電話110番	0839-32-7830
徳島県警本部	レイプ電話110番	0886-22-7110
香川県警本部	ハートフルライン	0877-831-9101
愛媛県警本部	サポート110番	089-943-8740
高知県警本部	レイプ電話110番	0888-73-0110
福岡県警本部	ミス・リリーフライン	092-632-7830
佐賀県警本部	レイプ電話110番	0952-28-4187
長崎県警本部	女性被害110番	095-823-0110
熊本県警本部	レイプ電話110番	0120-8343-81
大分県警本部	性犯罪110番	0120-09-8100
宮崎県警本部	女性被害相談電話	0985-31-8740
鹿児島県警本部	レイプ相談110番	099-206-7867
沖縄県警本部	性犯罪被害110番	098-868-0110

犯罪被害者相談室

北海道被害者相談室	011-232-8740
オホーツク被害者相談室	0157-25-1137
いわて被害者支援センター	019-621-3751
犯罪被害者支援センターみやぎ	022-221-7830
秋田被害者支援センター	018-832-8010
被害者支援都民センター	03-5287-3336
いばらき被害者支援センター	029-232-2736
埼玉犯罪被害者援助センター	048-834-8080
神奈川被害者支援センター	045-228-0783
長野犯罪被害者支援センター	026-223-7830
静岡犯罪被害者支援センター	054-209-5533
徳島被害者支援相談室(こころの窓)	0763-33-7730
石川被害者相談室	076-234-7830
福井被害者支援センター	0776-32-5111
被害者サポートセンターあいち	052-523-7830
おつみ犯罪被害者支援センター	077-514-1650
京都犯罪被害者支援センター	075-451-7830
大阪被害者支援アドボカシーセンター	06-6871-6365
ひょうご被害者支援センター	078-367-7833
なら犯罪被害者こころの支援センター	0743-61-3410
紀の国被害者支援センター	073-427-1000
鳥根犯罪被害者相談室	0120-556-491
広島犯罪被害者・心の支援センター	082-240-7830
被害者・被災者心の相談ボランティア	
ハートラインやまぐち	083-974-5115
被害者こころの支援センターえひめ	089-913-0900
福岡犯罪被害者支援センター	092-738-1550
被害者支援ネットワーク佐賀ボイス	0952-41-2535
被害者こころの支援センター沖縄	098-866-7830

神奈川県立かながわ女性センター	0466-27-6000
横浜女性フォーラム	045-871-8080
横浜市婦人会館	045-714-5911
川崎市中小企業・婦人会館	044-422-2525
厚木市女性センター	046-225-2500
南足柄市女性センター	0465-73-8211
山梨県立総合女性センター	0552-37-7830
長野県女性総合センター	0266-22-5781
長野県労働女性会館しなのき8303	026-237-8303
新潟県女性センター	025-285-6610
新潟市女性センター「アルザ」	025-245-0545
富山県女性総合センターサンフォルテ	0764-32-6611
石川県女性センター	076-231-7331
福井県生活学習館センターユ・アイふい	0776-41-4200
静岡県女性総合センターあざれあ	054-250-8107
静岡市女性会館アイセル21	054-248-1234
浜松市青年女性センターあいホール	053-473-5700
愛知県女性総合センターウィルあいち	052-962-2614
名古屋女性総合センターイーネット	052-323-7830
名古屋市男女平等参画推進センター	052-241-0311
豊田女性活動センター	0565-31-7780
豊橋市女性会館	0532-33-2800
春日井市青年女性センター	0568-85-7871
レイヤンかすがい	
三重県女性センター	059-233-1133
四日市市女性センター	0593-54-8335
滋賀県女性センター	0748-37-8739
大津市婦人会館	077-527-5508
京都府女性総合センターウィングス京都	075-212-7830
奈良県女性センター	0742-22-1240
和歌山県女性センターりいびる	0734-35-5245
和歌山県男女共生推進センターみらい	073-432-4704
大阪府立女性総合センタードゥセンター	06-6937-7800
大阪府立男女共同参画センター	06-6770-7700
吹田市女性センターデュオ	06-6388-1454
高槻市女性センター	0726-85-3748
豊中市立婦人会館	06-6831-0005
よなが男女共同参画推進センターすてっぷ	06-6844-9739
摂津市立女性センターウィズ・せつ	0726-35-1407
枚方市労働者総合福祉センターメセナひらた女性ピア	0720-43-7860
岸和田市立女性センター	0724-43-5858
兵庫県立女性センターイーブン	078-360-8551
神戸市男女共同参画センターあすてっぷKOBÉ	078-361-8361
ひょうご女性交流館	078-221-7733
尼崎市女性センターレビエ	06-6436-8636
宝塚市立女性センターエル	0797-86-3488
川西市女性センター	0727-59-1857
芦屋市女性センター	0797-38-2022
西宮市男女共同参画センターウェーブ	0798-64-9495
三田市立女性センターさんだ	0795-63-8000
岡山県男女共同参画推進センター	086-235-3307
松江市総合女性センタープリエール	0852-32-1100
広島県女性総合センターエソール広島	082-247-1120
広島市婦人教育会館WEプラザ	082-248-3315
山口県婦人教育文化会館山口市	
働く婦人の家	0839-22-2792
高松市女性センター	0887-821-2000
愛媛県女性総合センター	089-926-1644
新潟県立女性総合センターウイメンズプラザ	0887-37-1700
こうち女性総合センターソーレ	0899-73-9555
福岡県女性総合センターあすばる	092-584-1266
福岡市女性センターアミカス	092-526-3788
北九州市立女性センタームーブ	093-583-3331
飯塚市女性センターサンクス	0948-22-3274
佐賀県立女性センターアパンセ	0952-26-0018
長崎市女性センターアマランス	095-826-4417
熊本県総合女性センター	096-343-8306
沖縄県女性総合センター・いる	098-868-4010

女性センター / 婦人会館

北海道立女性プラザ	011-251-6349/6329
札幌市女性センター	011-621-5266
函館市働く婦人の家	0138-23-4188
空知婦人会館	0126-23-9236
釧路地域婦人会館	0154-23-6471
秋田県婦人会館ブラッック・エル	018-836-7840
エル・パーク仙台	022-268-8302
山形市女性センターファアラ	023-645-8077
福島県男女共生センター	0243-32-8320
とちぎ女性センターパルティ	028-665-7714
레이크エコー茨城県女性プラザ	0299-73-3877
茨城県婦人会館	029-221-7195
日立市女性センターらぼーるひたち	0294-36-0554
所沢市女性センターふらっと	0429-21-2220
与野市女性総合センター	048-857-8811
川越市婦人会館	0492-42-6346
千葉県女性センター	0471-40-8605
市川市女性センターウィズ	047-323-1777
船橋市女性センター	047-423-0757
松戸市女性センターゆうまつど	047-363-0505
東京ウィメンズプラザ	03-5467-2455
中央区立女性センターブーケ21	03-5543-0653
新宿区立女性情報センターウィズ新宿	03-3353-2000
せたがや女性センターらぶらす	03-5478-8023
渋谷女性センターアイリス	03-5466-3956
中野区女性会館	03-380-6945
北区女性センターアザリアネット	03-3913-0161
荒川区立男女平等推進センターアクト21	03-3809-2890
練馬区立練馬女性センター	03-3996-9050
足立区女性総合センター	03-3880-5223
杉並区立男女平等推進センターゆうせ	03-3393-4410/4713
品川区女性センター	03-5479-4104
すみだ女性センターすずかけ	03-5608-1772
豊島区立男女平等推進センターエポック10	03-3980-7830
文京区女性センター	03-3812-7149
港区立女性センターリーブラ	03-3456-5771
目黒区女性情報センター	03-5721-8572
葛飾区女性センターウィメンズパル	03-5698-2213
調布市婦人会館	0424-81-7626
立川女性総合センターアイム	042-528-6802
府中市女性センタースクエア21	042-351-4602
日野市立女性センター	042-587-8177
清瀬市男女共同参画センターアイレック	0424-95-7003
国分寺市女性センターライツこくぶんじ	042-573-4378